

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可
根拠法令等及び条項		建築基準法第51条ただし書
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	建築基準法施行令第130条の2の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難である。	